



もっと  
学びたい。  
夢を見たい。

未来を夢見る子どもたちへ、  
温かいご支援を。

## 児童養護施設等退所者に対する 奨学基金 **寄附金募集**

千葉県は、社会的養護のもとで育った若者が、生まれ育った環境によって左右されることなく、夢と希望をもって成長していけるよう、返済不要の給付型奨学金制度を創設しました。

千葉県社会福祉協議会では、趣旨に賛同していただける皆様からの温かいご寄附を募っております。

千葉県健康福祉部 児童家庭課

社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4番5号(千葉県社会福祉センター内)

TEL 043-245-1101(代) FAX 043-244-5201

<http://www.chibakenshakyo.com/>

千葉県社協 



# いただいた寄附金は 全額を学生に支給します



## 対象者

次の要件のすべてに該当する方が対象となります。

- 千葉県が児童養護施設及び里親等に入所対応又は委託していた者で、退所又は解除により大学等に進学する者
- 経済的な理由から大学等への進学が困難な状況にある者
- 新たに大学等へ進学する者

※児童養護施設及び里親等：児童養護施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親等  
 ※大学等：大学、短期大学、専修学校等

## 給付額及び期間

- 1人年額30万円です。
- 給付期間は、正規の最短修業年数の範囲内とします。

## 奨学生決定までの流れ

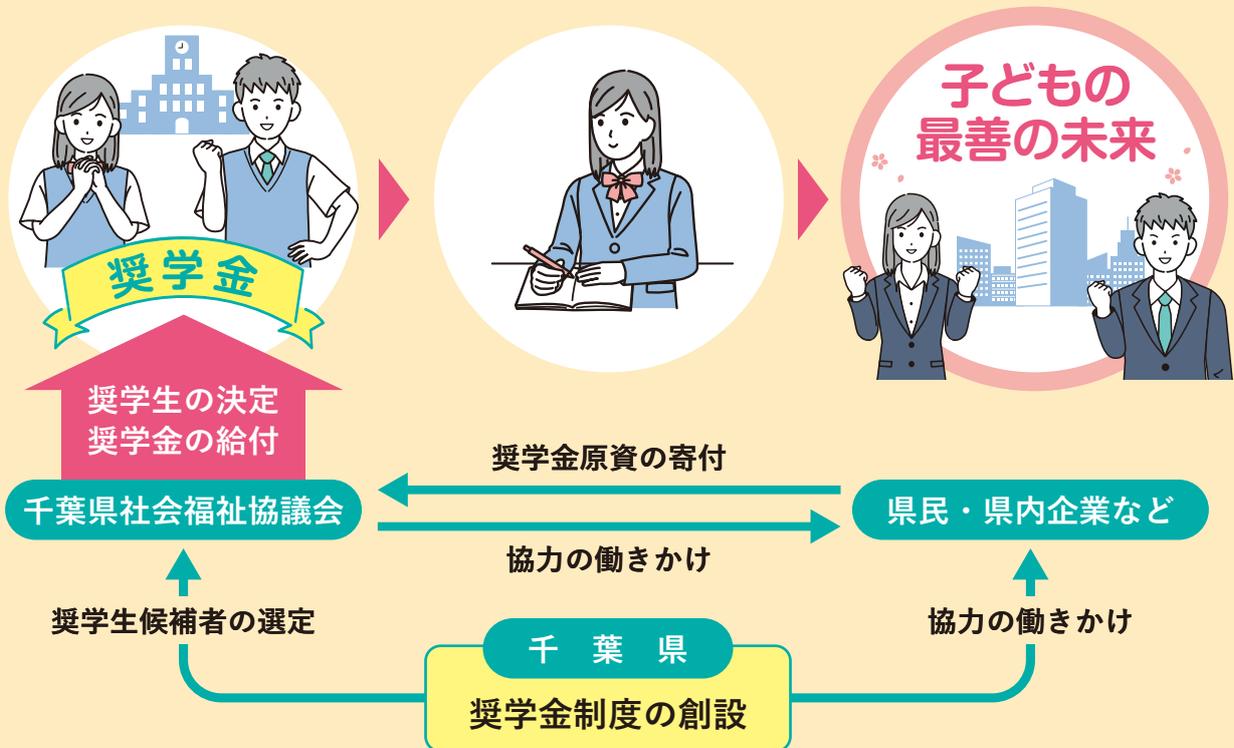
募集

選考

奨学生の決定

奨学金の給付

## 児童養護施設等退所者に対する奨学金制度の全体図



- 寄附は千葉県社会福祉協議会で受け付けます。HPからお申込みいただくか、お電話でお問い合わせください。
- 寄附のお申込み終了後、指定の口座にお振込みをお願いいたします。
- 法人が支出した寄附金は、一定の範囲内で法人税法上の損金算入ができます。
- 個人が寄附をした場合は、一定の範囲内で所得税法上の寄附金控除を受けることができます。